

令和5年3月27日

学生・教職員 各位

学 長

令和5年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針について

現在、本学は、[新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針](#)：レベル2で対応しておりますが、令和5年4月1日からレベル1に引き下げ対応することとします。

なお、レベル1の活動指針は以下のとおりとなっております。

また、令和5年5月8日（新型コロナウイルス感染症の感染の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類感染症に変更する場合に限る。）に新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針を廃止します。

（1）授業

- ・感染防止措置の上、対面授業を実施
- ・在宅授業の一部実施

（2）教員・研究活動

- ・感染防止措置の上、研究活動の継続

（3）事務職員、技術職員等

- ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務

（4）会議等

- ・感染防止措置の上、対面会議を行う

（5）学生の入構

- ・感染防止に留意して、登校する

（6）課外活動

- ・感染防止措置の上、全ての課外活動施設での活動が可能